

○工事等請負業者選定要領（抜粋）

（通則）

第1条 会社の締結する工事並びに設計監理、測量及び工事の施行に必要な調査（以下「工事等」という。）の請負契約又は委託契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査及び競争参加者の選定に関する事務の取扱いについては、契約規程（平成17年規程第3号）、契約細則（平成17年細則第1号）及び物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する細則（平成16年細則第9号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。（イ、ハ）

（一般競争参加者の資格）

第2条 契約細則第4条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）は、次の各号に定めるもの以外のものとする。（イ、ニ）

- 一 予算決算及び会計令（昭和22年法律第165号）第70条の規定に該当する者
 - 二 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 三 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（一般競争資格審査（契約細則第4条第2項に規定する一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあつては告示（平成6年建設省告示第1461号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。次項において同じ。）を受けていない者及び平成16年3月1日以降に申請した経審により競争参加資格申請をする場合には、建設業法に基づく許可行政庁に総合評定値を申請していない者又は営業に関し法律上必要とする資格を有しない者（イ、ニ）
 - 四 第7条第2項から第6項の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）及び一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書（測量・建設コンサルタント等）並びにそれらの付属書類又は資格審査申請用データ（以下「資格審査申請書等」という。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - 五 共同企業体の構成員又は事業協同組合の組合員に第1号から第5号までに該当する者を含むもの
- 2 社長は、会社が発注した工事の契約において、次の各号の一に該当すると認められる者（当該者が共同企業体の構成員である場合にあっては当該共同企業体を、当該者が事業協同組合の組合員である場合にあっては当該事業協同組合を含む。）及びこれらを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を、その事実があった2年間一般競争に参加させないことができる（ハ）

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 会社の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 社長は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用するものを一般競争に参加させないことができる。
- 4 工事に係る一般競争参加資格については、建設業法に基づく許可行政庁により算定される総合評定値の値により、次条各号に掲げる工事種別ごとに契約予定金額に応じて等級の区分を定めるものとする。
- 5 設計監理、測量及び工事の施行に必要な調査（以下「設計監理等」という。）に係る一般競争参加資格については、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第4条に定める業種区分別に定めるものとする。